

大分県報

平成二十八年
第二八一六号
九月二十三日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………一
指定施業要件変更予定保安林……………一

教育委員会訓令

大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………二
大分県立学校職員服務規程の一部改正……………二
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………三

教育長訓令

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………三

公告

所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………四
平成二十八年度砂利採取業務主任者試験の実施……………四

○告示

大分県告示第五百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十八年九月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あすなろ

平成二十八年九月二十三日

大分県報（告示）

一

- 三 代表者の氏名
大久保 富隆
- 四 主たる事務所の所在地
由布市挾間町小野四百五十三番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者、地域住民に対して、健康促進や社会参画に関する事業を行い誰でも長く安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

大分県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十八年九月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
日田市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
日田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第十一号

教育 庁
教育 機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

大分 県 教 育 委 員 会

別表第二の教育人事課の部の十七の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同部の十八の項の第二十五号中「扶養手当」を「市町村立学校県費負担教職員に係る扶養手当」に改め、「合議及び」を削る。

別表第二の福利課の部の五の項中「児童手当に関する事務」を「市町村立学校県費負担教職員に係る児童手当に関する事務」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十二号

本 庁
県 立 学 校

大分県立学校職員服務規程（昭和五十五年大分県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

大 分 県 教 育 委 員 会

第四条第一項を次のように改める。

校長は、職員に出張を命ずるときは、総務事務システム（電子計算機を利用して職員の服務、諸手当、旅費等に関する事務を処理するために運用する情報システムで、総務部総務事務センターが管理する総務事務システムをいう。以下同じ。）により行うものとする。

第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により総務事務システムにより

難い場合は、旅行命令簿（職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）第四条第四項に規定する旅行命令簿をいう。）によるものとする。
第五条の次に次の一条を加える。

（休日勤務及び時間外勤務）

第五条の二 校長は、職員に時間外勤務又は休日勤務を命ずるときは、総務事務システムにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により総務事務システムにより難い場合は、時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令簿（職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）第七号様式）によるものとする。

第八条を次のように改める。

（出勤状況の確認）

第八条 校長は、出勤後直ちに職員の出勤状況を確認し、休暇、遅刻、出張等についてはこの規程に定める手続を行い、その状況を総務事務システムにより整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により総務事務システムにより難い場合は、出勤簿（第六号様式）によるものとする。この場合において、職員は、出勤したときは出勤簿に自ら押印しなければならない。

第十一条中「休暇欠勤等処理簿（職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）第一号様式）」を「総務事務システム」に改める。

第十二条中「休暇欠勤等処理簿により校長の」を「総務事務システムにより校長に願ひ出てその」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2 職員は、結核性疾患以外の傷病により病気休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより校長に願ひ出るとともに、医師の診断書を提出して（受けようとする病気休暇が一週間未満のときは、これを提出しないことができる。）、その承認を受けなければならない。

第十四条及び第十五条中「休暇欠勤等処理簿により校長の」を「総務事務システムにより校長に願ひ出てその」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（介護休暇）

第十五条の二 職員は、条例第十一条の二に規定する介護休暇を受けようとするときは、総務事務システムにより校長に願ひ出るとともに、介護休暇承認願（第十号様式）及び当該介護を必要とする者の介護を必要とする状態を証明する書類を提出してその承認を受けな

なければならない。

(欠勤届)

第十五条の三 職員は、第十一条から前条まで、第十九条及び第二十条に規定する理由以外の理由により出勤できないときは、遅滞なく総務事務システムにより校長に届け出なければならない。

(休暇及び欠勤の事後手続)

第十五条の四 職員は、病気、災害その他やむを得ない理由により第十一条から第十五条の二までに規定する休暇又は欠勤の手続が事前にできないときは、速やかに電話、電報等の方法により校長に届け出るとともに、事後遅滞なく所定の手続をとらなければならない。第十六条を次のように改める。

(休暇及び欠勤の処理)

第十六条 校長は、第十一条の規定により年次有給休暇の届出を受けたときで、条例第七条第三項ただし書の規定を適用する場合には、総務事務システムにより本人にその旨通知するものとする。

2 校長は、第十二条から第十五条の三までの規定により休暇の願い出又は欠勤の届出を受けたときは、総務事務システムにより、本人の休暇の承認若しくは不承認又は欠勤の処理の通知をするものとする。

第十九条中「休暇欠勤等処理簿にその理由を証する書類を添えて」を「総務事務システムにより校長に願い出るとともに、その理由を証する書類を提出して」に、「職務に専念する義務の免除承認願(第十四号様式)を教育委員会に提出し、その承認を受けて休暇欠勤等処理簿に記載するものとする」を「総務事務システムにより教育人事課長に願い出るとともに、その理由を証する書類を提出して、教育人事課長の承認を受けなければならない」に改める。

第二十条中「休暇欠勤等処理簿により校長の」を「総務事務システムにより校長に願い出てその」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十条の二 校長は、第十九条本文及び前条の規定による願い出を受けたときは、総務事務システムにより本人に承認の通知をするものとする。

2 教育人事課長は、第十九条ただし書の規定による願い出を受けたときは、総務事務システムにより本人に承認の通知をするものとする。

(休暇欠勤等処理簿による処理)

第二十条の三 第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条から第十五条の三まで、第十六条、第十九条から前条までの規定にかかわらず、システムの障害その他の理由により

総務事務システムにより難しい場合は、休暇欠勤等処理簿(職員の給与の支給等に関する規則第一号様式)によるものとする。

第十号様式中「~~第15条第2項~~」を「~~第15条第2項~~」に改める。
第十四号様式を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第十三号

本 県 立 学 校

大分県立学校事務決裁規程(平成十三年大分県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第二の二十八の項中「、職員の給与の支給等に関する規則(昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号)を「給与規則」、職員の住居手当の支給に関する規則(昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号)を「住居手当規則」、通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号)を「通勤手当規則」、職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成二年大分県人事委員会規則第四号)を「単身赴任手当規則」を削り、同項中第五号から第十四号までを削り、第十五号を第五号とし、第十六号を第六号とし、同項中第二十九の項中第二十九号及び第三十号を削り、第三十一号を第二十九号とし、第三十二号から第四十七号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三の六の項中「第三十四号、第三十六号から第三十八号及び第四十四号」を「第三十二号、第三十四号から第三十六号及び第四十二号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第二号

教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十三日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

別表第三の一の項を削り、同表の二の項を同表の一の項とし、同表の三の項から七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○ 公 告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。

平成二十八年九月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	掲示場所
戸高弘	佐伯市役所

二 通知の要旨

農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があったため、平成二十八年八月三十日付け大分県告示第四百六十八号により行った同法第三十条の規定による通知

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり平成二十八年砂利採取業務主任者試験を実施する。

平成二十八年九月二十三日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

一 試験の日時

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館八階八会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 試験の方法

筆記試験

五 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成二十八年十月七日（金）から同月二十一日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、平成二十八年十月二十一日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇一八五〇一）

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）

2 写真一葉（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

八 受験手数料

八千円（受験願書に大分県収入証紙を貼り付けること。）

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/h28-zyarisaisyu-shiken-ziss.html>

十 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせる。

平成二十八年九月二十三日

大分県報（公告）

五